

釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例及び釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例施行規則についてのご意見を募集します。

募集期間：2019年(令和元年)7月19日(金)～2019年(令和元年)8月19日(月)

釧路市音別地区においては、2018年(平成30年)3月の路線バス(音別線)の廃線及び2019年(平成31年)3月のJR直別駅と尺別駅の廃止などにより、地域住民の交通手段の確保が課題となっています。

釧路市では、こうした現状を踏まえ、利便性が高く誰もが使いやすい交通手段の導入を検討した結果、既存の患者輸送バスの機能も統合したオンデマンド型によるコミュニティバス(路線バスのように時刻表は設定されているが、予約があった場合のみ運行するバス)を2019年(令和元年)10月1日から音別地区において運行することとしました。

このことに伴い、コミュニティバスの運行に関し必要な事項を定めた釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例(以下「条例」といいます。)及び釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例施行規則(以下「規則」といいます。)を制定することとし、それらの主な内容について下記のとおりまとめましたので、これに対する皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただきましたご意見を考慮しながら検討を進め、最終的な条例案を、釧路市議会に提案する予定です。

また、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、令和元年8月中旬をめぐりに釧路市のホームページなどで公表します。

1 条例及び規則の主な内容

(1) コミュニティバスの運行路線、運行地区等について(条例及び規則に規定)

運行路線名、運行地区等は、次のとおりとします。(運行ルートは別紙)

運行路線名	起点	経由地点	終点	区間区分 ^(注1)	運行地区
チャンベツ・ムリ線	音別駅	ムリ	チャンベツ	停留所設置区間	本町地区、朝日地区、中園地区、川東地区
				ドアツードア区間	緑町地区、川西地区、北栄地区、二俣地区、ムリ地区、チャンベツ地区
直別・尺別線	音別駅	尺別 キナシ別	直別	停留所設置区間	本町地区、中園地区、朝日地区、海光地区
				ドアツードア区間	尺別地区、キナシ別地区、直別地区

(注1) 「停留所設置区間」とは、停留所を設け、停留所で乗降する区間をいい、「ドアツードア区間」とは、停留所を設けず、利用者の自宅など利用者の指定した場所でバスが停車し、乗降する区間をいいます。

(2) 停留所について(規則に規定)

各運行路線の停留所(それぞれ仮称)は、次のとおりとします。

① チャンベツ・ムリ線 [下り] ※上りは逆となります。

音別駅 → 社協音別支所 → セイコーマート → 音別町行政センター → 音別診療所 →

コミュニティセンター → 川東堤会館 → おんべつ学園 → ドアツードア区間（緑町地区～ムリ地区～チャンベツ地区）

② 直別・尺別線 [下り] ※上りは逆となります。

音別駅 → コミュニティセンター → 音別診療所 → 音別町行政センター → セイコーマート → 海光1丁目会館 → 海光2・3丁目 → ドアツードア区間（尺別地区～キナシ別地区～直別地区）

(3) コミュニティバスの運行日について（規則に規定）

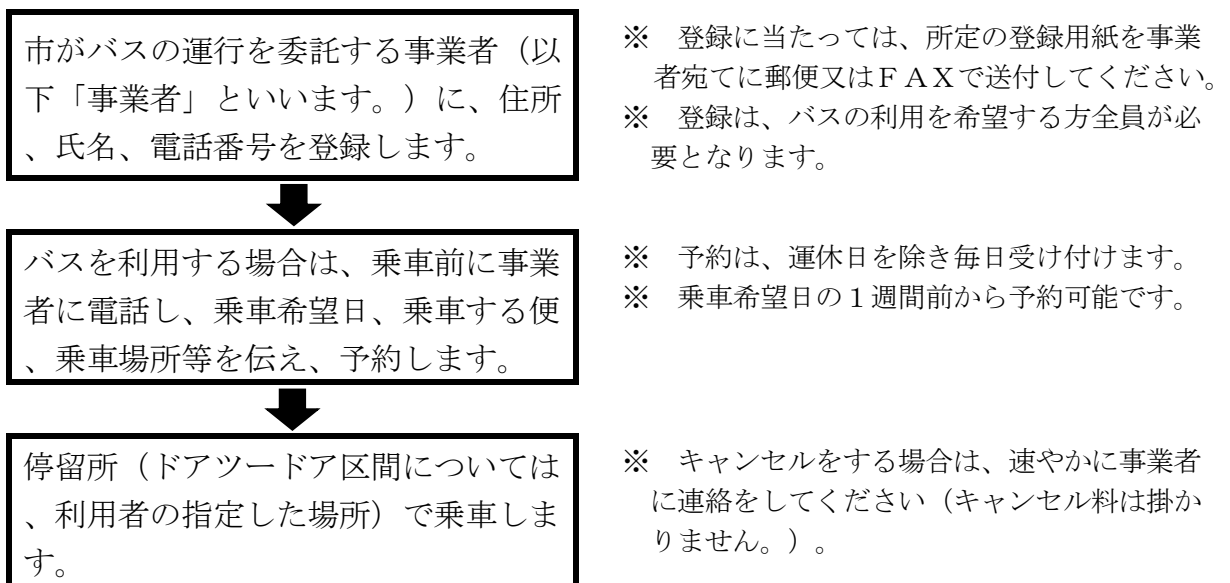
コミュニティバスは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）（以下「運休日」といいます。）を除き、毎日運行することとします。

(4) コミュニティバスの運行ダイヤについて（規則に規定）

コミュニティバスの運行ダイヤは、市立釧路国民健康保険音別診療所の診療時間や、音別駅でのJRや路線バスへの乗り継ぎ等を考慮しながら、1日当たり2、3往復を設定します。音別地区の住民の方にはチラシを配布し、周知します。

ただし、コミュニティバスは事前予約制とするため、予約がない場合は運行ダイヤが設定されていたとしても運行しないこととします。

(5) コミュニティバスの利用方法について（条例及び規則に規定）



(6) 乗車の制限について（条例に規定）

利用者が次のいずれかに該当する場合は、コミュニティバスの乗車を制限することとします。

- ① 他人に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となるおそれがある方
- ② 火薬類、揮発油類等の危険物を持ち込もうとする方
- ③ 多量の荷物を持ち込もうとする方
- ④ 運行車両等の設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある方
- ⑤ ①～④のほか、バスの運行上必要な指示に従わない方

(7) 使用料について（条例に規定）

使用料は、利用者が降車時に現金で乗務員に支払うこととし、使用料の額は、チャンベツ・ムリ線、直別・尺別線ともに、次のとおりとします。

乗車地点 \ 降車地点	停留所設置区間	ドアツードア区間
停留所設置区間	200円（100円）	500円（250円）
ドアツードア区間	500円（250円）	500円（250円）

※ 表中の使用料の額は、乗車1回当たりの額です。

※ （ ）内は、小学生以下の使用料です。

※ 表中の使用料の額にかかわらず、6歳以上の利用者に同伴する6歳未満の乳幼児については、無料とします。

(8) 割増使用料について（条例に規定）

不正の手段により使用料を免れ、又は免れようとした方は、使用料のほかに、使用料と同額の割増使用料を納付しなければならないこととします。

(9) 使用料の減免について（条例及び規則に規定）

① 使用料を減額することができる場合及び減額後の使用料の額は、次のとおりとします。

ア 次のいずれかに該当する方（イに該当する方を除く。）が乗車するときは、申請に基づき^(注2)、上記(7)の使用料を半額（10円未満の端数は切上げ）とします。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(ウ) 療育手帳の交付を受けている方

(エ) 第1種の療育手帳の交付を受けている方の介護者

イ 釧路市が発行する「おでかけパスポート70」を所持している方が乗車するときは、申請に基づき^(注2)、使用料を100円とします。

② 市立釧路国民健康保険音別診療所で診療を受ける方が乗車するときは、申請に基づき^(注2)、使用料を免除することができることとします。

③ 上記①及び②のほか、市長が特に必要と認めるときは、申請に基づき^(注2)、使用料を減額又は免除することができることとします。

(注2) ①アに該当する方は所持している手帳を、①イに該当する方はおでかけパスポート70を、②に該当する方は受診券、領収書等の受診を確認できる書類を降車時にバスの運転手に提示し、③に該当する方は減免申請書を提出することで、減免を受けることができます。

音別診療所で診療を受ける方の交通手段（現行の患者輸送バス）について

音別地区においては、音別診療所で診療を受ける方のために、無料で利用できる患者輸送バスを曜日ごとに地区を決めて運行しています。

コミュニティバスの運行開始に伴い、患者輸送バスは廃止することとなります。

が、コミュニティバスに機能を引き継ぎ、音別診療所で診療を受ける方の使用料を無料とするとともに、コミュニティバスは音別地区全域を毎日（平日に限ります。）運行することから、利便性が向上することとなります。

2 参考資料

音別地区コミュニティバス運行系統図

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2019年(令和元年)7月19日(金)～2019年(令和元年)8月19日(月)

(2) 資料の公表場所

- ・音別町行政センター地域振興課地域振興担当
- ・釧路市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- ・各行政センター1階市政情報コーナー
- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ (<http://www.city.kushiro.lg.jp/>)

(3) 意見の提出方法

郵便、信書便、持参（受付時間 平日の8時50分～17時20分）、ファックス、メールのいずれかの方法で提出してください（様式は問いません。）。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号をご記入ください。
（取得した個人情報は、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合せ先

釧路市音別町行政センター地域振興課地域振興担当

〒088-0192 釧路市音別町中園1丁目134番地

電話：01547-6-2231（代表） ファックス：01547-6-2434

E-mail：ogchi-chiiki@city.kushiro.lg.jp